

の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十一条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、「届出者本人」とあるのは「届出者本人」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、「申請者本人」とあるのは「申請者本人」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、「申請者」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第十一条第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第十一条第一項の「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、「申請者本人」とあるのは「申請者本人」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、「申請者」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

(個人番号カード用署名利用者証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等)

第六条 法第三条第四項(同条第十項及び法第三条第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)における個人番号カード用署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名利用者証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等による個人番号カード用署名利用者検証符号の作成(以下「主務大臣」という。)が定める。

2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長(申請者が国外転出者である場合にあっては、附票管理市町村長。次項及び第十条において同じ。)が個人番号カード用署名利用者証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名利用者証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

3 住所地市町村長は、法第三条第四項の規定により作成した個人番号カード用署名利用者証明書に係る署名利用者符号及びその複製を同項の規定により個人番号カードに記録した後、直ちにこれらを消去するものとする。

第七条 削除

(機構への通知)

第八条 法第三条第五項(同条第十項及び法第三条の二第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

2 前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

3 第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法

て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第八項(同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定による申請書の内容の通知について準用する。

第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第八項(第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。)の規定による申請書の内容の通知について準用する。

第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第八項の規定による届出書の内容の通知について準用する。

第一項の規定は、法第十条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第八項の規定による届出書の内容の通知について準用する。

(住民基本台帳に記録されている者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資する事情)

第十一條の二 法第三条第九項に規定する総務省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号及び第四十七条の二第一項第一号において同じ。)が当該法人の事務所・事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の法第三条第九項に規定する同条第一項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)に係る同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請書を取りまとめることができる。

二 申請者が東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第四十七条の二第一項第二号において同じ。)の影響により当該申請者が記録され

三 申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

四 申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第一項に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

五 申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童（十八歳に満たない者をいう。第四十七条の二第二項第五号において同じ。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

六 第二号から前号までに掲げる事情に準ずることと住所地市町村長が認める事情があること。

前項の規定は、法第三条の二第三項に規定する総務省令で定める事情について準用する。

の場合において、前項第一号中「第三条第九項」とあるのは、「第三条の二第三項」と、「同条第十項において読み替えて準用する同条第一項」とあるのは、「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは、「第三条第二項」と、同項第一号中「住民基本台帳」とあるのは、「戸籍の附票」と、「住地市町村」とあるのは、「附票管理市町村」と、同項第六号中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

第一項の規定は、法第九条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものを除く。）について準用する。

この場合において、第一項第一号中「第三条第九項に規定する同条第一項」とあるのは「第九条第一項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第三条第十項」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定は、法第九条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条の二第二項に規定する同条第一項」とあるのは「第九条第一項」と、「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する法第三条の二第二項」において読み替えて準用する同条第一項」とと読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、法第十条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものをお除く。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条第十項」に規定する同条第一項の申請」とあるのではなく、「第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第三条第十項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第二号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定により読み替えて準用する第二項の規定は、法第十条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条の二第二項に規定する同条第一項の申請」とあるのは「第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第十項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と同項第二号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理办法）

第十二条 法第四条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カ

一 法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

二 第六条第二項の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないこと。

（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間）

第十三条 法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が發行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となつた場合において、申請者が法定第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請並びに法第三条第一項及び法第三条の二第二項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けたときにおける五回目の誕生日）の誕生日までとする。

二 申請者が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けている場合にあっては、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日

三 当該個人番号カード用署名用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）

第十四条 法第七条第一号に規定する主務省令で定める事項は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

二 法第七条第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書を発行した機構の名称

二 個人番号カード用署名用電子証明書の用途に関する事項

三 その他主務大臣が定める事項
(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

第十五条 法第八条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書発行記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)

第十六条 法第九条第四項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出の通知の方法)

第十七条 法第三条第四項(同条第十項及び法第三条の二第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号用法第十七条第九項の規定によつて、その効力を失い、使用できなくなつたときは、機関に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者符号による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなつた旨の届出があつたものとみなす。

(個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第十八条 法第十一條の規定による個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定め

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録及び保存の方
法)

第十九条 法第十二条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民票の記載の軽微な修正)

第二十条 法第十二条第一号に規定する総務省令で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

一 常用平易な文字(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下この号において同じ。)以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

二 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正(前号に該当するものを除く。)

三 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正

四 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正(法第十六条第一項及び第二項又は第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正)

五 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第一百九号)第三条第一項及び第二項又は第六条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

六 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正(個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方)

第二十一条 法第十三条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方)

第二十二条 法第十四条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者

書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方

(機構への通知)

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の機関への通知は、これを暗名化して行うものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書の発行の方
法等)

第二十三条 法第十五条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

第二十四条 法第十六条の規定による個人番号力
ド用署名用電子証明書失効情報(個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法)

成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、当該電磁的記録媒体への記録及びその保存の方

法第十六条の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の発行の方

法第十六条の二第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の発行の方

法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体

(法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体)

法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体は、半導体集積回路であつて、主務大臣が定める技術基準を満たすものとす

る。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る情報の記録及び保存の方)

法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体は、半導体集積回路であつて、主務大臣が定める技術基準を満たすものとす

る。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る情報の記録及び保存の方)

法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体は、半導体集積回路であつて、主務大臣が定める技術基準を満たすものとす

る。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る情報の記録及び保存の方)

法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体は、半導体集積回路であつて、主務大臣が定める技術基準を満たすものとす

る。

係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間)
一 法第十六条の二第四項の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の電磁的記録媒体が組み込まれた同条第一項の移動端末設備を他人に譲渡し、みだりに貸与しないこと。

第二十四条の四 法第十六条の二第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の機関への通知は、これを暗号化して行うものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書の発行の方
法等)

第二十四条の五 法第十六条の二第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、移動端末設備用署名用電子証明書の発行の方

法第十六条の四に規定する移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が定める。

第二十四条の六 法第十六条の二第七項の規定により申請者が移動端末設備用署名用電子証明書への通知は、これを暗号化して行うものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録する手続)

第二十四条の七 法第十六条の二第二項に規定する事項は、次に掲げる手続による。

2 法第十六条の二第二項に規定する事項は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

第二十四条の八 法第十六条の六第二号に規定する主務大臣で定める事項は、移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書を発行した機構の識別子)

第二十四条の九 法第十六条の六第四号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

2 法第十六条の六第四号に規定する事項は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

第二十四条の十 法第十六条の六第二号に規定する主務大臣で定める事項は、移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書を発行した機構の名称)

第二十四条の十一 法第十六条の七の規定による移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方

法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出の通知の方法)

第二十四条の十二 法第十六条の八第一項の移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとす

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出の通知の方法)

第二十四条の十三 法第十六条の九第一項の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者

ト 危機管理に関する事項
四 電子署名等確認業務にお
第一号へ記載する情報の漏

四 電子署名等確認業務において取り扱う前条第一号ハに掲げる情報の漏えいの防止及び漏えいのおそれがある場合の対応のための体制等を適切に定め、かつ、適切に周知を実施す

第二十八条の二 令第九条の二第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設とする。
(変更の認定)

条までの規定は、法第十七条规定第一項第五号の認定を受けた者に係る令第九条の一第一項の変更の認定について、第二十六条の二から第二十八条规定について、法第十七条规定第一項第六号の認定を受けた者に係る令第九条の一第一項の変更の認定について、それぞれ準用する。
(認定の更新)

第二十一条の四 第二十四条の二十九から第二十六条までの規定は、法第十七条第一項第五号の認定を受けた者に係る同条第二項の更新の認定について、第二十六条の二から第二十八条までの規定は、法第十七条第一項第六号の認定を受けた者に係る同条第二項の認定の更新について、それぞれ準用する。
（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例）

第二十九条 電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第四号に掲げる者、同項第五号若しくは第六号の規定により主務大臣の認定を受けた者又は内閣総理大臣（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託した者であつて第二十八条第一号及び第二号に掲げる基準に適合するもの（以下の条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。）は、同項第六号に規定する主務大臣による認定を受けたものとみなす。

内閣総理大臣は、電子署名等確認業務委託者から電子署名等確認業務の全部の委託を受けた場合には、当該電子署名等確認業務を、第二十二条各号に定める基準に適合する設備において、第二十八条第三号及び第四号に定める基準に適合する方法により行うものとする。

電子署名等確認業務受託者は、電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第四号に掲げる者、同項第五号若しくは第六号の規定により主務大臣の認定を受けた者又は内閣総理大臣（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託した者であつて第二十八条第一号及び第二号に掲げる基準に適合するもの（以下の条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。）は、同項第六号に規定する主務大臣による認定を受けたものとみなす。

4 委託を受けた場合には、主務大臣に対し、当該電子署名等確認業務の全部の委託を受けた旨並びに当該電子署名等確認業務委託者の名称、住所及び代表者の氏名を報告するものとする。

認業務委託者による法第十七条第一項に規定する法第十八条第一項の保存期間に係る署名用電子証明書失効情報及び同条第二項の保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル（以下「署名用電子証明書失効情報等」という。）の提供を求める旨の届出に代えて、当該届出をすることができる。

第一項の場合において電子署名等確認業務を受託者が法第十七条第四項に規定する署名鑑証者であるときは、同項の規定により機構及び当該電子署名等確認業務受託者が締結した取決めをもつて、機構及び電子署名等確認業務委託者が同項の取決めを締結したものとみなす。
（行政機関等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項）

第三十条 法第十七条第一項の規定による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を機構に届け出ることにより行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人に附ては、その代表者の氏名

二 署名用電子証明書失効情報等の提供を受けた事務所の所在地

三 署名用電子証明書失効情報等の提供を開始する日

四 その他主務大臣が必要と認める事項
(機構と署名検証者との間での取決めの内容)

第三十一条 法第十七条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 署名用電子証明書失効情報等の提供の具体的な方法
- 二 署名用電子証明書失効情報等の提供の周期損害賠償に関する事項
- 三 損害賠償に関する事項
- 四 その他主務大臣が必要と認める事項
(団体等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨等の届出事項)

第三十二条 法第十七条第五項の規定による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨及び署名確認者の範囲の届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を機構に届け出ることにより行うものとする。

二 署名用電子証明書失効情報等の提供を受けける事務所の所在地
三 署名用電子証明書失効情報等の提供を開始する日
四 署名確認者の範囲

五　その他主務大臣が必要と認める事項
(機構と団体署名検証者との間での取決めの内
容)

四	団体署名検証者から署名確認者への回答の具体的な方法その他団体署名検証者と署名確認者の間での取決めの内容
三	損害賠償に関する事項
二	署名用電子証明書失効情報等の提供の周期
五	その他主務大臣が必要と認める事項

提供の方法
第三十四条 令第十三三条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。
（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報フ

第三十五条 令第十四条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供は電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。
(法第十八条第三項に規定する署名利用者の同意の方法等)

法第七条第二号に掲げる事項の提出に係るものについて、当該事項ごとに行うことができるようしなければならない。

署名検証者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

第一項の同意の有効期間は、十年とする。

署名利用者は、いつでも第一項の同意を取り消すことができる。

この条に定めるもののほか、第一項の同意に

関し必要な事項は、主務大臣が定める。
（特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法）
第三十五条の三 令第十四条の二第一号及び第二号の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

(対応署名用電子証明書の発行の番号の提供の方法)

第三十五条の四 令第十四条の三第一号及び第二号の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

(対応証明書の発行の番号の提供の方法)
第三十六条 令第十五条第一号及び第二号の規定による対応証明書の発行の番号の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。
(署名利用者本人が電子署名を行つたことの確認のための措置)
第三十六条の二 法第十九条第二項に規定する主務省令で定める措置は、第六条第二項又は第二十四条の三第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。
(署名用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項)
第三十六条の三 令第十五条の二第一項に規定する主務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録されることは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するため用いる暗証番号を設定するものとする。

用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。
(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法等)

2 電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

五 申請者が児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童の福祉のための必要な措置を受けることにより支障をきたすおそれがあり、かつ、住所域外に居住していること。

前項の規定は、利用者が証明を行つたことの確認が第六十四条の五各号に掲げる方法により行われる場合においてのみ電子利用者証明を行うことを希望する申請者について、当該申請者の個人番号カードに暗証番号の照合及び当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になるよう必要な措置が講じられた場合には、適用しない。

準用する場合を含む。次項において同じ)の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者の証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

法第二十二条第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の住所地市町村長又は付属管理官に対する通知は、これと音

3 第一項の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第五項（第二十二条の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機関への通知について準用する。書第一項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の記載への適用について準用する。

六 地市町村の区域外に居住していること。
第二号から前号までに掲げる事情に準ずる。
と住所地市町村長が認める事情があること。
前項の規定は、法第二十二条の一第三項に規定する総務省令で定める事情について準用する。この場合において、前項第一号中、「第二十二条第九項」とあるのは、「第二十二条の二第三項」と、「同条第十項」において読み替えて準用する「同条第二項」これらは「同条第四項」に準ずる。

4 住所地市町村長は、法第二十二条第四項の規定により作成した個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びその複製を同項の規定により個人番号カードに記録した後、直ちにこれらを消去するものとする。

長又は所管課長の通知に依り、これを時
号化して行うものとする。
**(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の
提供に係る手続)**

5
出書の内容の概要の通知について適用する。
第一項の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二条の二第一項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の機関への通知について準用する。
(住民基本台帳に記録されている者の利便及び迅速な個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に資する事情)

すと同様第二項」とあるのに「同様第四項において読み替えて準用する法第二十二条第二項」と、読み替えて準用する法第二十二条第二項」と、同項第二号中「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第三号から第五号までの規定中「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第六号中「住所地市町村長」とあるのは「付票管理市町村長」へ読み替える

第四十四条 法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行るものとする。

一 申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の写し（法第二十二条第四項の個人番号カードに記録されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書を印字したもの）を交付すること。

第四十七条の二 法第二十二条第九項に規定する
総務省令で定める事情は、次の各号に掲げる事
情とする。

一 法人が当該法人の事務所、事業所その他これ
らに準ずるものにおいて二以上の法第二十
二条第九項に規定する同条第一項の申請をし
ようとする者（以下この条において「申請
者」という。）に係る同条第十項において読
み替えて準用する同条第二項に規定する申請

ものとする。

第一項の規定は、法第二十八条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者によるものを除く。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第二十一条第九項に規定する同条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第二十二条第十項」と読み替えるものとする。

前項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

二 申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の利用方法その他の利用者証明認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

二 書を取りまとめることができる。
申請者が東日本大震災の影響により住所地市町村の区域外に避難することを余儀なくされていること。

三 申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害

て準用する法第二十二条の二第一項において準用する法第二十二条第五項（第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

三　その他総務大臣が必要と認める措置
(申請書の内容等の通知の方法)

四 申請者がストーカー行為等の規制等に関する被害者等に関する法律第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

5 て準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。第一項の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準

内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、

る法律第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をさ

する。この場合において、第一項第一号中「第二十二条第九項に規定する同条第二項の申請」とあるのは「第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第十九条」とあるのは「同条第二項において準用する法第二十二条第十項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第一号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に
係る利用者証明利用者符号の管理の方法)
第四十八条 法第二十三条の規定による個人番号
カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者
証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止
その他個人番号カード用利用者証明用電子証明
書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理
は、次に掲げるところによるものとする。
一 法第二十二条第四項（同条第十項及び法第
三条の二第二項（同条第四項及び第六項にお
いて準用する場合を含む。）において準用す
る場合を含む。）の規定により個人番号カード
用利用者証明用電子証明書に係る利用者証
明利用者符号の記録された同項の個人番号カード
を他人に譲渡し、又はみだりに貸与しな
いこと。
二 第四十二条第二項の規定により設定した暗
証番号をみだりに他人に知らせないこと。
(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の
有効期間)
第四十九条 法第二十四条に規定する個人番号カ
ード用利用者証明用電子証明書の有効期間は
個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発

一 個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行した機構の名称

二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の用途に関する事項

三 その他主務大臣が定める事項

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

第五十一条 法第二十七条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方 法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)

第五十二条 法第二十八条第四項の規定による同条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出の通知の方法)

第五十二条の二 法第二十九条第四項の規定によ る同条第一項の個人番号カード用利用者証明用

の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。
（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法）
第五十五条 法第三十一条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。
（個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法）
第五十六条 法第三十二条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第五十九条の二 法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体は、半導体集積回路であつて、主務大臣が定める技術基準を満たすものとする。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等)

第五十九条の三 法第三十五条の二第四項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、移動端末設備の操作により同条第一項に規定する電磁的記録媒体において行うものとし、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

申請者は、法第三十五条の二第四項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の電磁的記録媒体に記録するときは、当該電磁的記録媒体に記録された移動端末設備用利用者証明用

行の日から次に掲げる日のうちいづれか早い日までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となつた場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失效を求める旨の申請並びに法第二十二条第一項及び法第二十二条の二第一項の規定による新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにつきにあつては、六回目）の誕生日

二 当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録事項）

第五十条 法第二十六条第二号に規定する主務省令で定めるものは、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検査符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2 法第二十六条第三号に規定する主務省令で定

(個人番号カードがその効力を失い使用できなくなつた場合の届出の特例)

第五十三条 法第二十二条第四項(同条第十項及び法第三条の二第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第九項の規定によりその効力を失い、使用できなくなつたときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者による法第二十九条第一項の規定による法第二十二条第四項の個人番号カードが使用できなくなつた旨の届出があつたものとみなす。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第五十四条 法第三十条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとする。又は、電子計算機の操作によつては、直接手書きによるものとする。

証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効の場合の公表の方法)

第五十九条 法第三十四条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法)

第五十八条 法第三十五条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

う。) 第五条第一項第一号、第六条第一項第一号、第三十二条第二項第一号及び第三項第一号並びに第三十三条第二項第一号及び第三項第一号の規定の適用については、中長期在留者(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下この条において「入管法等改正法」という。)第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。)が所持する入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第三条第一項に規定する外国人登録証明書(以下この条において「外国人登録証明書」という。)又は特別永住者(入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に規定する特別永住者をいう。)が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間は、それぞれ新規則第五条第一項第一号、第六条第一項第一号、第三十二条第二項第一号及び第三項第一号並びに第三十三条第二項第一号及び第三項第一号に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

第三条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、「運転経歴証明書(平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。)」とあるのは、「運転経歴証明書(平成二十四年四月一日以前に交付されたものに限る。)」と読み替えるものとする。

附 則 (平成二七年三月一四日総務省令第一九号)

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の施行の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第十七六号)

第二条 (施行期日) この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第九条中電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第三十条の二を行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第三十条の二を施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第七条中総務省組織規則第二十二条第三項の改正規定並びに第九条中電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第三十条の二を第三十七条とし、同条の次に三節及び章名を加える改正規定(第六十六条第三節及び章名を加える部分に限る。)番号利用法の施行の日(経過措置)

2 第二条 (施行期日)

次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第三十条の二を第三十七条とし、同条の次に三節及び章名を加える改正規定(第六十六条第三節及び章名を加える部分に限る。)番号利用法の施行の日(経過措置)

この省令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日総務省令第三〇号)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日総務省令第三〇号)

この省令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年五月一五日総務省令第六号)

この省令は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百五十二号)の施行の日(令和元年十一月五日)から施行する。

用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令附則第七条第一項に規定する総務省令で定める軽微な修正とする。

附 則 (平成二八年三月一八日総務省令第二〇号)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日総務省令第三〇号)

この省令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年五月一五日総務省令第六号)

この省令は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百五十二号)の施行の日(令和元年十一月五日)から施行する。

附 則 (令和二年五月二十五日総務省令第五四号)

(施行期日)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第十号に掲げる規定(同法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十七条第四項の改正規定に限る。)の施行の日(令和二年五月二十五日)から施行する。

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第六十五条第一項の規定に基づいて市町村長が地方公共団体情報システム機構に認証業務関連事務を委任している場合は、この省令による改正後の前の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第六十五条第一項の規定に基づいて市町村長が地方公共団体情報システム機構に認証業務に関する法律施行規則第六十五条第一項の規定に基づいて委任したものとみなす。

附 則 (令和三年二月一五日総務省令第一一号)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月一五日総務省令第一一号)

この省令は、令和三年五月八日から施行する。

附 則 (令和三年二月一五日総務省令第一一号)

この省令は、令和五年五月十一日から施行する。

附 則 (令和三年二月一五日総務省令第一一号)

この省令は、令和五年五月八日から施行する。

附 則 (令和三年二月一五日総務省令第一一号)</

身体障害者手帳
戦傷病者手帳
宅地建物取引士証
電気工事士免状
無線従事者免許証
認定電気工事従事者認定証
特種電気工事資格者認定証
耐空検査員の証
航空従事者技能証明書
運航管理者技能検定合格証明書
動力車操縦者運転免許証
教習資格認定証
検定合格証